

1 策定の趣旨

日本の環境行政の始まりは、一般的には近代以降の公害対策や自然保護といえます。

公害については、明治から大正時代における足尾銅山の鉱毒事件、昭和時代の公害病や典型 7 公害*が著しい問題としてよく知られています。深刻化した公害に対して、昭和 42 年（1967 年）には公害対策基本法*が施行され、多くの対策がなされてきました。

また、経済成長とともに国土の開発や治山・治水が進められましたが、自然保護の気運も高まり、自然環境保全地域や自然公園地域などの制度が運用されてきました。

国際社会においては、1970 年頃から地球全体における天然資源の限界や環境汚染の進行が指摘されるようになり、今日では地球環境問題が重大な課題となっています。

1980 年代の日本では、産業公害への対策が一定の成果をあげていた一方で、日常の生活や通常の事業活動から生じる問題が注目されるようになりました。企業も個人も豊かになって大量消費・大量廃棄が拡大したこと、国土の開発が勢いを増したことも背景となって、特定の企業活動だけでなく、人々の全ての活動が環境問題の原因となりうるという認識が徐々に広まりました。

このような内外の情勢に対応するため、国は公害対策基本法*からの政策転換を図り、環境基本法*を平成 5 年（1993 年）に施行した後、種々の環境関連法の整備を進めてきています。国の環境基本計画においては、環境への負荷の少ない循環を基調とする経済社会システムが実現されることを意味する「循環」、人間が多様な自然・生物と共に生きることができるとを意味する「共生*」、あらゆる人々が環境保全の行動に参加し、国際的に取り組んでいくことを意味する「参加」「国際的取組」を、長期的な目標として掲げています。

幸手では、これまでに水辺や農地の変化と野生生物の減少、工業団地建設、都市化と車社会の進展、ごみ処理施設のダイオキシン問題、燃やせるごみの共同処理などの出来事がありました。今日のごみ問題、化学物質の影響、地球温暖化などを日々見聞きする状況もあいまって、市民の環境問題に対する意識の背景となっています。

現在の市域には、中世の頃から農村と河岸場（水運）、宿場（街道）が存在し、農業と商業が発展した歴史があります。高度経済成長期の昭和 40 年代からベッドタウン*として人口が急増した後、昭和 60 年代の工業団地建設などを経て現在に至っています。今後は圏央道と幸手インターチェンジの建設が予定されています。

市政では環境共生型社会の重要性を踏まえて、平成 14 年度からの「第 4 次幸手市総合振興計画後期基本計画」において、ごみ処理、公害対策など各種の環境対策とともに、環境整備のガイドラインとなる環境基本計画の策定を掲げました。また、「ひと 街 みどり きらりと光る 幸せ創造都市」を将来像としています。

以上の背景を踏まえ、幸手の環境づくりを市民・事業者・行政の協働*により総合的に推進するために、本計画を策定するものです。